

「日比谷中田 M&A ニュースレター Vol. 10 (2019年8月号)」をお送りします。

--- 目次 ---

1. お知らせ
2. 当事務所の最近の関与案件
3. 最新トピック
「多様な PPP/PFI 案件 - 国内コンセッションと海外 PPP 案件での経験 - (文責 太田 香)」

1. お知らせ

- 2019年6月24日付で、代表パートナーの中田順夫が日本電気株式会社(NEC)の社外監査役に就任しました。
- 当事務所の弁護士によるセミナー情報をご案内します。
 - ◆ テーマ:「- 海外 M&A 実務の最新トピックの実例解説 - 専門家が驚く最近の海外 M&A 実務の劇的変化」
 - 講師: 中田順夫 弁護士
 - 日時: 2019年8月29日(木) 午後2時00分~午後5時00分
 - 会場: 金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム
(東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)
https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail/?sc=k191599
 - ◆ テーマ:「M&A のクロージング後の取締役会の役割、特に失敗案件・売却案件での対応と注意点」 *日本取締役協会の会員企業のみ参加申込可能
 - 冒頭プレゼン: 中田順夫 弁護士
コーディネーター: 水落一隆 弁護士
パネリスト: 資生堂 特別顧問 弦間明氏、コニカミノルタ 取締役 伊藤豊次氏、
ダルトン・インベストメンツ 日本代表 佐野順一郎氏、中田順夫 弁護士
 - 日時: 2019年9月10日(火) 午後3時00分~午後4時30分
 - 会場: 日本取締役協会ボードルーム
(東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル 6階 JR 浜松町駅直結)
 - ◆ テーマ:「事業会社による国内・海外でのベンチャー出資の実務
~国内実務に大きな影響を与えてきた米国実務についても紹介~」
 - 講師: 関口尊成 弁護士
 - 日時: 2019年9月11日(水) 午後2時00分~午後5時00分
 - 会場: 金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム
(東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)
https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail/?sc=k191687
 - ◆ テーマ:「成長を支えるための海外 M&A とそのリスクヘッジ・リスクコントロールの手法」(仮)
*エンジニアリング協会の会員様のみ参加申込可能
 - 講師: 中田順夫 弁護士
 - 日時: 2019年9月25日(水) 午前10時30分~午後12時00分
 - 会場: エンジニアリング協会 会議室
(東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリンビル 10階)
 - ◆ テーマ:「専門家が驚く最近の海外 M&A 実務の劇的変化とその対策」
 - 講師: 中田順夫 弁護士

- 日時：2019年10月4日（金）午後2時00分～午後5時00分
- 会場：企業研究会 セミナールーム（東京：麹町）
（東京都千代田区麹町5丁目7番2号 MFPR 麹町ビル 2F）
<https://www.bri.or.jp/seminar/129928>
- ◆ テーマ：「フランス M&A 実務セミナー」*BERSAY ASSOCIES との共催
 - 講師：Jérôme Bersay 弁護士、中田順夫 弁護士、水落一隆 弁護士
 - 日時：2019年10月16日（水）午後2時00分～午後4時00分
 - 会場：富国生命ビル第一会議室
（東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル 28階）
<http://fukoku-bldg.jp/access/>
*詳細につきましては別途ご案内申し上げます。
- ◆ テーマ：「事業会社による国内・海外でのベンチャー出資の実務」
 - 講師：関口尊成 弁護士
 - 日時：2019年10月17日（木）午後2時00分～午後5時00分
 - 会場：企業研究会 セミナールーム（東京：麹町）
（東京都千代田区麹町5丁目7番2号 MFPR 麹町ビル 2F）
<https://www.bri.or.jp/seminar/130377>
- ◆ テーマ：「ケース・スタディで解き明かす 成功する海外 M&A の道標～DD から PMI まで 15 の実例を徹底分析～」
 - 講師：関口尊成 弁護士
 - 日時：2019年11月12日（火）午後2時00分～午後5時00分
 - 会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム
（東京都中央区日本橋茅場町1-10-8）
- ◆ テーマ：「ケース・スタディで解き明かす 成功する海外 M&A の道標～DD から PMI まで 15 の実例を徹底分析～」
 - 講師：関口尊成 弁護士
 - 日時：2019年11月28日（木）午後2時00分～午後5時00分
 - 会場：企業研究会 セミナールーム（東京：麹町）
（東京都千代田区麹町5丁目7番2号 MFPR 麹町ビル 2F）

2. 当事務所の最近の関与案件

当事務所が関与した最近の主な M&A 案件等をご紹介します。

- 株式会社トプコンによるドイツの上場会社 ifa systems の 52.6%株式の Nexus への売却について、中田順夫、中井直子の各弁護士がトプコンのカウンセラーを務めました。
<https://www.pharmiweb.com/press-release/2019-06-04/ifa-systems-ag>
- 東海カーボン株式会社によるドイツの COBEX HoldCo 社グループ（子会社ドイツ・ポーランド・中国）の買収について、中田順夫、副田達也、関口尊成、井上俊介の各弁護士が東海カーボンのカウンセラーを務めました。
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5301/tdnet/1734588/00.pdf>
- 日立建機株式会社による株式会社アウトソーシングとの株式会社日立建機教習センターの共同出資会社化について、中田順夫、副田達也、太田香の各弁護士が日立建機のカウンセラーを務めました。
<https://www.hitachicm.com/global/jp/news-jpn/press/19-06-28j/>

- クオールホールディングス株式会社による藤永製薬株式会社の子会社化について、副田達也、太田香の各弁護士が藤永製薬の株主側のカウンセルを務めました。
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/3034/announcement4/51710/00.pdf>
- トヨタファイナンシャルサービス株式会社による SMM オートファイナンス株式会社の株式取得について、井上俊介弁護士がトヨタファイナンシャルサービスのカウンセルを務めました。
- 日本ビジネスシステムズ株式会社と rhipe Limited（オーストラリア）との日本におけるマイクロソフトクラウド製品販売合弁会社の設立について、中田順夫、水落一隆の各弁護士が日本ビジネスシステムズのカウンセルを務めました。
<https://www.jbs.co.jp/information/2019/0816>

現在継続中の M&A/JV 案件として、アメリカ 1 件、ドイツ 1 件、イタリア 3 件、オーストラリア 1 件、香港 1 件、インド 1 件、インドネシア 3 件、フィリピン 2 件、ラオス 1 件、バングラデシュ 1 件、国内 5 件 など、多数進行中です。

3. 最新トピック「多様な PPP/PFI 案件 - 国内コンセッションと海外 PPP 案件での経験- (文責 太田 香)」

1. 自己紹介

2019 年 6 月から新たに日比谷中田法律事務所での執務を開始した弁護士の太田香です。自己紹介を兼ねて最近取り扱っている PPP/PFI 案件の多様性を法的観点からご紹介したいと思います。最近と申し上げましたのは、前職で空港や下水道等のコンセッション案件に携わっていたということもありますが、日比谷中田法律事務所での執務を開始後短期間の間にも海外 PPP 案件を取り扱わせていただいているためです。

2. PPP/PFI とは

今、ビジネスチャンスとして多くの企業に注目されている PPP/PFI 案件ですが、PPP/PFI とは、Public Private Partnership と Private Finance Initiative をそれぞれ略したものです。簡単に言えば官民連携のことであり、伝統的に政府や地方自治体が行うとされてきた公共施設・インフラ等（以下「公共施設」といいます。）の整備・維持管理・運営に、「官」だけではなく「民」の知恵と創意工夫も活用しよう、PFI では特に「民」の資金（調達能力）も活用しようという概念です。

日本で今特に注目されているのは、PFI の一態様であるコンセッション方式で、「官」が公共施設の所有権を保持しつつ、「運営権者」である「民」に利用者から料金等を収受して運営する権利（以下「運営権」といいます。）を与える方式です。企業の関心の高さは、先月国土交通省が公表した北海道内 7 空港運営事業の入札結果から容易にうかがい知ることができます。優先交渉権を獲得したグループには日本の大企業が名を連ね、一部報道では 30 年間の運営権への対価として 2930 億円が提案されたそうです。この金額は、国土交通省が公表している最低提案価格 720 億円（一時金 0 円以上、分割金 24 億円/年）の 4 倍以上にのぼります。

この金額は運営権にそれだけの価値があるという経営判断の表れですが、30 年（延長されれば 35 年）にもわたる継続的事業ですから多額な運営権対価の支払いを決断するに際しては慎重な法的リスクの判断もなされたことと推察します。

以下、多種多様な PPP/PFI 案件の特殊性を把握し法的検討や交渉の方向性を決定するにあたって重要となる法的ポイントをいくつか指摘させていただきます。

3. 国内コンセッション案件のポイントについて

国内コンセッション案件の法的検討及び交渉について、特に 2 点指摘したいと思います。

(1) コンセッション案件は運営権設定対象施設の把握が出发点

まず、国内コンセッション案件の法的検討を進める出发点として、実施契約書上、運営権設定対象となる施設を正確に把握することが大切です。一言でコンセッション案件といっても、公共施設を構成する全ての個別施設について「官」から運営権設定されるとは限らず、一部の施設は株式譲渡又は事業譲渡により事業承継される場合があります（そして、管制のように「官」に残る機能もあります）。例えば空港を例にとると、空港は離発着を可能にする滑走路のほかにも多様な施設・機能を備えています。滑走路等基本施設、旅客ターミナル、貨物ターミナル、給油施設、駐車場施設等空港を構成する施設のうち、どの施設に運営権が設定され、どの施設が株式譲渡又は事業譲渡により民間事業者の所有施設となるのかの注意が重要です。

そのうえで、実施契約書上、「官」「民」間のリスク分担がどのように規定されているか確認すべきこととなります。空港案件を参考に不可抗力発生時のリスク分担の例を紹介すると、災害によって空港が大損害を被った場合、民間事業者が費用を負担してこれを復旧すべきとされています。運営権者は、仮に事業終了1年前に災害が発生したため残りの事業期間で回収できる見込みがなくとも、費用を拠出して公共施設を復旧しなければなりません。もっとも、運営権者が実施契約書上付保を義務付けられた保険で復旧することができない等一定の場合には、「官」が空港機能を復旧すると定められることが一般的です。また、案件によっては、不可抗力発生時に限らず、事業期間終盤における投資インセンティブ維持を目的とした規定が置かれることもあります。例えば、事業期間中に回収することが困難な一定の費用を「官」が事業終了時に支払うというものです。

このようなリスク配分やインセンティブ規定を確認する際注意しなければならないのは、前述の運営権設定対象施設との関係です。ある空港案件について公表されている実施契約書を見ると、不可抗力発生時に「官」が例外的に復旧を行うのは、不可抗力によって運営権設定対象施設に物理的な損傷が生じており、保険によってはその復旧ができない場合です。つまり、この実施契約書によると、運営権設定対象ではない施設（案件により、例えば旅客ターミナル、貨物ターミナル、給油施設のいずれか又はこれら全部かもしれませんが）が壊滅的被害を受けたとしても、運営権設定対象施設への被害が僅少であれば、「官」が復旧を行うことはありません。また、実施契約書に投資インセンティブに関する規定があったとしても、運営権設定対象施設を超えてそれ以外の施設をも対象とする例を見たことはありません。

このように、実施契約書を検討する際は、運営権設定対象となる施設とそれ以外の施設の取り扱いの違いを意識することが重要です。

(2) 交渉可能事項を理解することも必要

どの施設が運営権設定対象となるかは、案件が入札のために公表された時点では既に決まっています。残念ながら、この入札段階にきて事業承継方式や実施契約書の内容を大幅に変更すべく交渉することは難しいと理解すべきです。なぜなら、すでに「官」側の担当者が十分検討し、関係省庁や部署と事前調整したうえで入札手続きの公表に至っているからです。

また、地方自治体が公共施設の管理者の場合、コンセッション案件を実施するには議会承認という関門も待ち構えています。そのため、議会承認という政治的ハードルを無視できない「官」が契約交渉の相手となり、民間どうしの契約交渉のようにはいかないという難しさがあります。

4. 海外 PPP/PFI について

先に述べた通り、PPP/PFI とは広く官民連携を指す概念なので、海外での PPP/PFI 案件は国内コンセッション案件以上に多種多様です。

(1) 成熟した PPP/PFI 案件の場合

例えば、イギリスなど PPP 先進国での案件には、実質的な政府保証を通じて民間事業者の資金調達を容易にし、更に適切なインセンティブを与える仕組みが整備されています。このように、関連

法がよく整備され、「官」が案件の特殊性を踏まえた契約書案を準備するような国の場合、交渉の余地は必然的に限定されざるを得ません。民間事業者としては交渉をポイントに絞り、より契約書のリスク評価に注力すべきこととなります。

ところで、法的リスクに直結するものではありませんが、このような PPP/PFI 事業への政府保証は過大なファイナンスを許してしまうという側面もあります。万が一これらの事業が破綻し始めた場合、果たして政府は保証責任を果たせるのでしょうか。財政的に安定した国による政府保証は法的なリスクを最小化しますが、「民」（及び資金提供者）が行うべき事業リスク評価をゆがめる結果想定外の事態を引き起こすリスクもあるように思えます。

(2) 海外の資金調達・技術導入を目的とする PPP/PFI 案件の場合

最後に、交渉余地があるどころか、「民」側でスキームを組成し、契約内容のほとんどを決定できる可能性のある両極端な例を挙げたいと思います。それは発展途上国による PPP です。発展途上国では、いわゆるグリーンフィールド案件について、資金を海外から調達し又は先進技術を導入することを目的に PPP/PFI が活用される場合が多いように思われます。

数年前、ある国がインフラ整備資金に窮し始め、PPP/PFI 関連法の整備を急いでいました。その行動は素早く海外の民間事業者への接触も開始されたのですが、法律がまだ整備中だったためスキーム等具体的なことは全く決まっていなかった状態でした。また別の発展途上国は、新規公共事業を実施するための技術支援を得るために PPP/PFI を活用していました。驚くことにこの案件では、民間事業者がファーストドラフトを作成し、政府はこれをほぼ丸呑みしました。しかも、PPP/PFI 事業の実施に必要な関係当局との調整は一切行われておらず、今後行われるべきこれら調整に伴うリスクは全て「官」が持つとされました。

このような案件では、「民」が早期の段階から法的検討と積極的交渉を行うことで、「民」の利益やリスクに十分配慮したスキーム及び契約内容を実現することが可能です。

5. 最後に

日比谷中田法律事務所は海外 M&A に特化し他にはないサービスを提供できる事務所です。そのプラットフォームの中で PPP/PFI 案件についての過去の経験と実績、専門性を生かすべく、私の専門領域として、海外・国内の M&A 案件と並んで、PPP/PFI 案件のプラクティスを拡大・発展させていくつもりです。PPP/PFI 案件について、ご相談になりたいことがあれば、何でもご遠慮なくご連絡をいただければと思います。

以上

日比谷中田法律事務所

■ 本メールは、日比谷中田法律事務所所属の弁護士が名刺交換をさせていただいた方々、もしくは同事務所所属の弁護士が講師を務めたセミナーにお申込みいただいた方々へお送りしております。

■ 配信停止、新規配信のお申し込みはこちら
newsletter@hibiya-nakata.com

■ お問い合わせ先

日比谷中田法律事務所

◆中田 順夫 代表パートナー 弁護士

Tel: 03-5532-3110 (直通)

E-mail: nobuo.nakata@hibiya-nakata.com

◆水落 一隆 パートナー 弁護士

Tel: 03-5532-3109 (直通)

E-mail: kazutaka.mizuochi@hibiya-nakata.com

◆副田 達也 パートナー 弁護士

Tel: 03-5532-3121 (直通)

E-mail: tatsuya.soeda@hibiya-nakata.com

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 22 階

<http://hibiya-nakata.com/>

※本ニュースレターは、クライアントの皆様への一般的な情報提供を目的とするもので、法的アドバイスを提供するものではありません。個別案件については当事務所の弁護士までご相談ください。